

平成 2 4 年

赤平市議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 1 1 日（火曜日）午前 1 0 時 0 2 分 開 会  
午前 1 1 時 2 2 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 1 3 4 号 専決処分承認を求めることについて（平成 2 4 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 6 議案第 1 3 5 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 3 6 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 3 7 号 赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 3 8 号 赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 3 9 号 赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 1 4 0 号 赤平市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 4 1 号 赤平市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 4 2 号 赤平市防災会議条例及び赤平市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 3 号 中・北空知廃棄

物処理広域連合規約の変更について

日程第 1 5 報告第 2 5 号 専決処分の報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 1 3 4 号 専決処分承認を求めることについて（平成 2 4 年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 6 議案第 1 3 5 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 3 6 号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 3 7 号 赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 3 8 号 赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 3 9 号 赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 1 4 0 号 赤平市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 4 1 号 赤平市市営住宅

- 条例の一部改正について
- 日程第13 議案第142号 赤平市防災会議  
条例及び赤平市災害対策本部条例  
の一部改正について
- 日程第14 議案第143号 中・北空知廃棄  
物処理広域連合規約の変更につい  
て
- 日程第15 報告第25号 専決処分<sup>の</sup>報告  
について

- 社会福祉課長 永川郁郎君  
介護健康推進課長 斉藤幸英君  
商工労政観光課長 伊藤嘉悦君  
農政課長 菊島美時君  
建設課長 熊谷敦君  
上下水道課長 横岡孝一君  
会計管理者 保田隆二君  
消防長 中村高庸君  
市立赤平総合病院  
事務長 實吉俊介君

- 出席議員 9名
- 2番 五十嵐美知君  
3番 植村真美君  
4番 竹村恵一君  
5番 若山武信君  
6番 向井義擴君  
7番 太田常美君  
8番 菊島好孝君  
9番 北市勲君  
10番 獅畑輝明君

- 教育委員会 教育長 多田豊君  
" 学校教育課長 相原弘幸君  
" 社会教育課長 吉村春義君
- 
- 監査事務局長 下村信磁君
- 
- 選挙管理委員会  
事務局長 井波雅彦君
- 
- 農業委員会  
事務局長 菊島美時君

○欠席議員 0名

○本会議事務従事者

○欠員 1名  
1番

- 議会事務局長 大橋一君  
" 総務議事担当主幹 野呂律子君  
" 総務議事係長 伊藤彰浩君

○説明員

- 市長 高尾弘明君  
教育委員会委員長 山田和裕君  
監査委員 小椋克己君  
選挙管理委員会  
委員長 壽崎光吉君  
農業委員会会長 野村繁君
- 
- 副市長 浅水忠男君  
総務課長 町田秀一君  
企画財政課長 伊藤寿雄君  
税務課長 栗山滋之君  
市民生活課長 片山敬康君

(午前10時02分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成24年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、5番若山議員、9番北市議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から14日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの4日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は19件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成24年第3回定例会以降平成24年12月10日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告を申し上げます。

初めに、全国市長会及び北海道市長会の動向について申し上げます。平成24年秋季北海道市長会定期総会が10月18日に江別市で開催され、地域主権の理念に基づき地域の自主性及び自立性を高めるため国と地方の役割分担の明確化を図り、基礎自治体への権限移譲、義務づけ、枠づけの廃止、縮小など分権型社会の実現を推進すること、また地方税の充実強化として国から地方への税源移譲をすることにより国、地方からの税源配分を当面5対5とすること、さらに地域自主戦略交付金について地方にとって自由度の高い制度の確立、その他社会保障と税の一体改革に当たっては社会保障の最前線の役割を担う地方の意見を反映させることや環太平洋連携協定、いわゆるTPPについて地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから十分に議論を尽くすこと、地球環境の保全と国民の安全確保などを前提にしたエネルギー政策の確立など必要な措置を講ずるなど、春季総会と同様に5項目にわたって地域主権改革の推進及び地方財源の充実確保に関する決議が採択されたところであります。あわせて福島第一原子力発電所の事故原因の究明がなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事の中止を求めることを盛り込み、11月14日、15日に国会議員並びに関係省庁に対して要請が行われたところであります。

次に、平成24年度赤平市表彰式について申し上げます。11月3日、文化の日にご来賓多数のご出席を賜り、交流センターみらいを会場として挙行いたしました。功労表彰につきましては、9月定例会でご同意を賜りました1氏に、功績表彰には1氏1企業に、善行表彰には1団体1個人2氏に、さらに勤続

表彰につきましては30年を最高といたしまして5名の方々にそれぞれ市民を代表し、敬意と感謝の意を表したところであります。表彰を受けられた方々は、これまで市勢の振興と発展のためそれぞれの分野で多大なご貢献を賜ったところでありますが、今後におきましても健康にご留意され、なお一層市勢発展のためお力添えとご指導をお願い申し上げます次第であります。

次に、秋季住民懇談会の開催について申し上げます。10月11日から23日の間、市内14会場で2班に分かれ、秋季住民懇談会を開催いたしました。冒頭市立赤平総合病院の病棟建てかえ案について説明し、市民の皆様のご質問やご意見をいただき、さらに平成25年度の予算編成に向けた地域要望や市民の皆様が日ごろ感じている市政やまちづくりに対する思いや考え方などをお聞かせいただきました。本年も春の倍の会場数にしたことにより、春の91名の参加者を上回る121名の方にご参加をいただきました。なお、市立赤平総合病院の病棟建てかえにつきましては、市民の皆様よりさまざまなご質問やご意見をいただきましたが、全ての会場において特に異論もなく、今後議会等のご審議も賜りながら建てかえに向けた諸準備を進めてまいりたいと思っております。また、今回出された市民の皆様のご要望等については、既に全職員に周知しているほか、主な意見等につきましても広報あかびらや市ホームページを通じてお知らせをしているところであります。

次に、団体、グループとの懇談会について申し上げます。市民の皆様と情報を共有し、協働のまちづくりを推進するため、これまで住民懇談会、こんばんは市長室、市長への手紙等を実施してまいりましたが、今回新たに市長がおじゃましますと題して、市内にある団体、グループを対象に市長が会場に向き、まちづくり等について語り合う懇談会を開催したところであります。懇談会には2団体の申し込みがあり、団体等の日ごろの活動に対する理解を深めるとともに、まちづくりに関する非常に心強い前向きなお話をお聞かせいただき、大変有意義な懇談

の場となったところであります。

次に、まちづくり講演会の開催について申し上げます。市民のまちづくりへの参加意識やまちづくりに必要な基礎知識を高めることを目的として、11月29日、交流センターみらいにおいてまちづくり講演会を開催し、約150名の参加をいただいたところであります。第1部では、クリエイティブオフィスキューに所属し、北海道フードマスターの資格も取得され、テレビでもおなじみのタレントの森崎博之氏を講師にお招きし、「笑って食べてまちづくり」と題して、食の大切さや各地でのさまざまな事例を紹介いただいたところであります。また、第2部では、森崎氏のほか地元からJAたきかわ女性部赤平支部の向井支部長、あかびら匠塾協議会青年部の穴田氏にも参加いただき、「食づくりと物づくりを考える」と題し、それぞれの団体の紹介、今後の活動の方向性、そしてまちづくりに対する思いを語るパネルディスカッションを行ったところであります。当日は比較的若い世代の方々にもご参加をいただき、2団体の活動を知っていただく機会ともなり、食と物づくりの重要性を学ぶほか、まちづくりについて参加された市民の皆様自身が考えるきっかけの場となったと感じているところであり、今後のまちづくりに大いに期待を寄せるところであります。

次に、市内施設見学会について申し上げます。市民の皆様市内の企業が持つ優秀な技術や福祉を支える施設の見学を通じて赤平の実情や魅力を知っていただくため、11月13日に市内施設見学会を開催し、9名の市民の皆様にご参加をいただきました。本年度は、赤平製紙株式会社の製品の製造工程、光生舎メディックエルでは障害者の自立支援のためのクリーニング作業、また光生舎虹の里では重度の肢体不自由の方々の生活の場など3社のご協力によって現場を見学し、技術力の高さや安心して暮らせる福祉施設を実感し、まちを再認識する貴重な機会となったところであります。

次に、第3回赤平産業フェスティバルについて申し上げます。地元農業、商業、企業の3者が主体と

なって、赤平の食料品や生産品、製造品、地場産品をご来場いただいた方々に直接販売し、市民の皆様や近隣の方々にPRすることで産業振興に結びつけることを目的に、第3回赤平産業フェスティバルを10月13日、赤平駅前広場並びに交流センターみらいにて開催したところであります。ことしのテーマを「e～ものいっぱい」と題し、例年実施してきた内容に加え、市内企業の若手従業員で構成されている人材育成事業のメンバーにより企業にまつわるクイズの実施や企業の情報をカード化したゲーム、製品の展示と体験、試食コーナー等を実践しながら、企業のPRに努めていただいたところであります。さらに、食の新たなイベントとして赤平産の米と市内飲食店のおかずを出品していただき、E弁当コンテストを実施し、グランプリに輝いた弁当を11月の6日間1日30食限定で市立病院の食堂ぼらん亭により販売していただき、大変好評を得たところであります。こうした新たな事業の実施などにより、昨年を上回る4,500人の来場者がありましたが、開催に当たりご尽力いただいた関係諸団体、協賛、ご協力くださいました企業、団体に加えて、応援してくださった市民の皆様深く感謝申し上げます。今後も赤平の地場産品のPRに努めるほか、企業間だけではなく、人と人とのつながりを深めることができるようなイベントを目指してまいります。

次に、平成24年度東京赤平会総会について申し上げます。主に首都圏在住の赤平出身者並びに赤平にゆかりのある方々で組織しております東京赤平会の平成24年度総会及び交流会が10月27日、東京都において開催され、51名の方々が参加されました。総会では、野口副会長からあかびら火まつりと市民花火大会を見学してきたこととあわせて、ふるさと赤平に機会があればぜひ足を運んでいただきたい旨会員に呼びかけていただきました。市長からは、会員の皆様から寄せられたふるさとガンバレ応援寄附金のお礼に加え、市立赤平総合病院の不良債務を解消したこと、あわせて病棟の建てかえを検討していることなど当市における近況を報告させていただいたと

ころであります。総会終了後には交流会が行われ、昔話に花を咲かせ、特に市内企業からの多大なご協力を受けて行った抽せん会は、会員の皆様にご大好評をいただきました。また、今回は塊炭飴の試供品を配布し、同時に抽せん会でご協力いただいた企業や地元産品のPR活動も行ってきたところであります。

次に、第45回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月17日、交流センターみらいにおいて誰もが安心して健康に暮らせる福祉社会づくりを目指して、福祉関係者並びに町内会など市民約100名の方が参加し、福祉大会を開催したところであります。初めに、福祉関係に貢献した方5人に対して市長感謝状、続いて社会福祉協議会会長から表彰状と感謝状を贈呈いたしました。引き続きNPO法人シーズネットさっぽろ孤立死ゼロ推進センター事務局長であります杉谷憲昭氏より「地域における孤立死防止のあり方について」と題したご講演をいただき、大会を終了したところであります。

次に、第45回赤平市金婚式について申し上げます。10月11日、交流センターみらいにおいて市及び社会福祉協議会の共催により第45回金婚式を開催したところであります。結婚50年、人生の起伏をご夫婦で乗り越えられ、円満な家庭生活を営み、社会に多くの功績を残されたご夫婦に対しまして長年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈念いたしまして、該当者39組のうち、当日は18組のご夫妻にご出席をいただき、金婚の賞を贈呈したところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり秋の全国交通安全運動を展開され、市民の皆様のご協力をいただきながら、早朝の街頭指導には延べ1,288名のご参加をいただき、交通安全運動を展開したところであります。期間中は、赤歌警察署と赤平市交通安全推進協議会の主催で各交通安全関係団体の協力のもと、交通事故死ゼロを目指し、園児、児童を対象とした交通安全ポスター展をマックスバリュ赤平店のご協

力により開催し、また9月21日には交通安全ポスター展表彰式を開催し、多くの市民に対し交通安全意識の高揚に努めたところであります。さらに、10月12日から21日までは秋の輸送繁忙期交通安全運動、さらには11月15日から24日まで冬の交通安全運動を市民の皆様のご協力により効果的に展開したところであります。赤平市では、昨年に比べ交通事故件数は増加傾向で推移しており、残念ながら交通死亡事故も2件発生しております。道内においては、積雪期に入り、冬型の死亡交通事故が多発し、11月26日には3年ぶりに全道交通死亡事故多発警報が発令されました。これから本格的な冬を迎え、降雪等により路面状態が著しく変化し、スリップ等が起因する冬型事故の発生が懸念されることから、交通安全関係団体と連携を図りながら、市民の皆様とともに交通事故の防止、また飲酒の機会もふえることから飲酒運転の撲滅に向け交通安全の意識高揚と啓発に努め、住民参加の運動を展開し、新たな犠牲者を出さないよう交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、秋の火災予防運動について申し上げます。市民の火災予防思想の高揚を図ることにより火災の発生を防止し、焼死事故や財産の損失を防ぐことを目的に10月15日から31日までの17日間にわたり全道一斉に秋の火災予防運動が展開され、消防本部におきましても火災予防思想の普及啓発を図るため、防火旗、防火看板、防火ポスター等を掲示するとともに、少年消防クラブ員による防火広報及び児童による火災予防習字展などに取り組み、また消防団におきましては運動初日に出勤式を行い、無火災に向けて士気の高揚を図ったところであります。さらに、高齢者を中心とした家庭からの火災を防ぐための女性消防団員による防火査察を行うとともに、各分団においてはそれぞれの地域ごとに火災に即応した実践的な放水訓練を実施するなど、運動期間中延べ170名の関係者の参加をいただき、地域の安心、安全の確保に努めたところであります。

次に、文京分団詰所の建てかえについて申し上げます。昭和43年に建築されて以来44年にわたり消防団の活動拠点として使用しておりました文京分団詰所の老朽化に伴い、本年5月より進めてまいりました詰所の建てかえ工事が完了し、11月2日から運用を開始したところであります。11月5日には地域町内会関係者、消防関係者らの出席をいただき、落成式を行い、新詰所の披露をしたところであります。新詰所は、延べ面積142平方メートルの鉄骨平家建ての建物であり、冬期間における消防車両の凍結防止に配慮した設備などが設けられ、出動態勢が強化されるなど、地域の新たな消防防災拠点としてさらなる消防団活動の充実が期待されるところであります。

次に、赤平市地域防災計画及び赤平市水防計画並びに赤平市国民保護計画の修正について申し上げます。本市における自然災害等に備えた地域防災計画及び洪水等に備えた水防計画並びに武力攻撃事態等に備えた国民保護計画を修正するため、11月19日に交流センターみらいにおいて赤平市国民保護協議会並びに赤平市防災会議を開催したところであります。今般の修正は、主に平成19年以降に国の防災基本計画及び国民保護に関する指針並びに北海道のそれぞれの計画が修正されたこと、また本市を含め国、道などの防災関係機関の名称及び業務分担等の変更など本市計画との整合性を図るため、各委員の皆様にご審議いただいたところであります。今後道との協議報告を経て、修正を完了する予定であります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、教育委員会、教育委員についてでありま

すが、第9回教育委員会において教育委員長の選任を行うとともに、前定例会でご同意いただきました教育委員の中から教育長を決定いたしました。

次に、学校教育について申し上げます。まず、市内5つの小学校の学芸会、学習発表会が10月14日、20日、21日に行われました。朝早くから入場を待つ多数の関係者が並ぶという関心の高さに驚きましたが、どの小学校でも児童たちの練習を積み重ねた成果がうかがえる発表であったことは言うまでもありません。その際、児童たちが感じたであろうみんなで作くり上げた成功体験や感動体験を学級の仲間づくりや友達を思いやる気持ちにぜひ生かしてほしいものだと願いながら鑑賞いたしました。関連して11月14日に赤平幼稚園の発表会がありましたが、園児一人一人に両親、祖父母など大勢の家族が見学し、愛情あふれる視線を送るといった終始和やかな発表会でした。

次に、市内小学校の適正配置の進捗状況ですが、少子化の進行と市内の児童生徒の減少を受け、昨年度策定した赤平市小中学校適正配置計画に基づき本年4月より小学校の前期の適正配置計画に着手しました。茂尻小学校、住友赤平小学校、平岸小学校の3校統合を進めてきたところですが、各PTAの説明会、住民懇談会を経まして、この10月をもって3校のPTAより統合を受け入れていただきました。さきの市議会総務文教常任委員会にもご報告をさせていただきましたが、関係小学校の校長、教頭との事前打ち合わせも終えましたので、これよりは、仮称ではありますが、統合準備委員会を立ち上げ、具体的な統合作業に着手してまいります。

次に、今年度実施した全国学力・学習状況調査の赤平市の結果を踏まえ、このたび赤平市学力向上プランを策定し、改善の取り組みを各小中学校にお願いいたしました。全道及び各管内の状況が新聞報道で明らかにされたところですが、公表された調査結果の正答率は、それ自体あくまでも子供たちが習得すべき学習内容がどの程度身につけているかを示す事実であります。したがって、赤平市学力向上プ

ラは点数を追い求めるものではなく、学校関係者にこの調査の結果を事実としてしっかりと受けとめてもらい、改善、向上を促すための計画であります。この冬の長期休業中においても補充的な学習を各小中学校で実施するなど、学力向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、赤平高校の平成25年度募集停止に伴う市内中学校の進路指導の対応についてであります。中学校3年生の進路決定に向けた3者懇談の時期を控え、10月31日、11月1日に各中学校の管理職及び進路指導の担当教諭に対し、近隣の高校に進学する生徒については受験先高校と従前以上に連絡を密にして、入学後の配慮事項の徹底を図るなど特段の対応をお願いしてまいりました。また、赤平高校の在校生につきましても、充実した高校生活を送れますように引き続き支援に万全を期してまいりたいと存じます。

次に、学校施設の耐震化についてであります。豊里小学校校舎と体育館の耐震化工事が10月15日完了いたしました。今回の工事は、耐震化工事のほか校舎陸屋根を初め外壁を含めた補修工事もあわせて行い、これにより安全、安心な学校を確保することができるものです。学校施設の耐震化工事については、赤平市の小中学校配置計画の関係からこのたびの工事で一定のめどをつけたものと考えますが、今後も良好な校舎環境の保持に努めてまいりたいと思います。

次に、平成14年度から市内の小中学校も参加するようになりました市民総合文化祭であります。ことしも交流センターみらいを会場に10月20日、21日の2日間にあわせて開催されました。展示部門では、市内全小中学校の作品が展示されました。芸能部門につきましても、ことしも赤平中学校の吹奏楽部の発表があり、すばらしい音色にたくさんの観客から大きな喝采を浴びたところです。

次に、社会教育関係について申し上げます。11月10日、第14回北空知PTA連合会研究大会兼赤平市PTA連合会研究大会が交流センターみらいにて行われました。北空知PTA連合会加盟の会員が一堂

に会し、参加型のパネルディスカッション、ワークショップが行われました。参加者同士が共感し合うことができるすばらしい企画運営の研究大会でありました。なお、関連事項ですが、茂尻小学校PTAが11月22日、東京において優良PTAとして全国表彰を受賞いたしました。活発なPTA活動が高い評価を受けたもので、今後のPTA活動の大きな励みになるものでした。

また、第26回あかびら子どもまつりが12月1日、総合体育館で行われました。赤平市内の子供たちが一堂に集い、子供たちの手による創造的な遊びと大きな交流の場をつくり、豊かな心を育てることを目的とし、毎年開催しております。今年度も赤い羽根共同募金の協賛事業として開催され、工夫を凝らした遊びの場である仲よし共和国に子供350名、大人100名が参加いたしました。

次に、平成24年度文化功労賞授賞式について申し上げます。11月3日、文化の日に多くのご来賓のご臨席の中、交流センターみらいで挙行いたしました。本年度の受賞者は1氏でありまして、これまでの文化の振興と発展のために多大な貢献があったとし、赤平市文化功労賞を授与したものであります。

次に、東公民館関係ですが、東公民館中期講座として、4歳児以上の子供とその親を対象としたヒップホップダンス講座を10月に2日間開設し、延べ23名の親子が参加し、人気のヒップホップダンスを体験いたしました。また、中期講座では昔ながらの製法で好評の歌志内市の漬物職人を招き、手づくりの漬物講座を10月に2日間開設し、延べ19名が受講いたしました。10月30日には、60歳以上の方を対象に東公民館秋季高齢者事業を実施し、歌や踊り、マジックなどを楽しみながら32名の方が参加いたしました。さらに、11月16日には東公民館機会事業を実施し、10名の参加者が料理実習を学びました。

次に、社会体育関係について申し上げます。まず、市民プールについてであります。今年度は6月1日にオープンいたしました。開設期間の延長要望を受けて、9月30日までの122日間開設をいたしま

した。利用者数は、昨年より625名多い延べ1万480人の利用者数となりました。この間に水中運動体験講習会と子供を対象とした子供水泳教室を実施いたしました。10月6日には、第16回市民健康づくりウォーキングを開催いたしました。51名の参加者が秋の町なかウォーキングで健康の増進を図りました。10月21日には、第14回市長杯争奪ミニバレーボール大会が総合体育館で開催され、ことしは7チームが参加いたしました。また、11月10日にふれあいホールで第13回赤平軽スポーツ大会が行われ、24名の参加をいただきました。スポーツ推進委員の指導のもと、新種目の競技を取り入れた大会となりました。

次に、図書館について申し上げます。ことしで32回目となります。読書感想文コンクールを行いました。小学校から高校まで計40点の応募をいただき、審査の結果26点の優秀作品が選ばれました。優秀作品については、読書感想文集にまとめ、作品の原稿とともに冬休み期間中図書館に展示することといたしております。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げます。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

**○議長（獅畑輝明君）** 日程第5 議案第134号専決処分承認を求めることについて（平成24年度赤平市一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（伊藤寿雄君）**〔登壇〕 議案第134号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成24年度赤平市一般会計補正予算（第4号）につきまして、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年11月20日付をもって専決するものであります。



記といたしまして、平成24年度赤平市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,167万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,698万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

なお、このたびの補正の内容につきましては、衆議院議員総選挙並びに最高裁国民審査の投票日が本年12月16日に決定したため、選挙に必要な費用に関して補正するものであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2選挙費委託金として1,167万1,000円の増額であります。今回の選挙に関する全ての費用に対して充当を予定するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項4選挙費、目2衆議院議員選挙費として1,167万1,000円の増額であります。選挙に従事する者に対する報酬、職員手当、賃金、報償費並びに事務に要する需用費等のほか、最高裁国民審査投票読み取り機の更新及び自書式読み取り機の購入に要する経費として備品購入費を計上し、開票時間の短縮を図るものであります。

以上、議案第134号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 先ほど言われていました備品購入費で開票を速くするものを購入されるということだったのですけれども、これはどのぐらい開票のスピードが上がるものなのでしょうか。それと、

何台そういうものを購入されるのかちょっと詳しいところをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ただいまご質問ありました選挙の備品の購入の関係のご質問にお答えさせていただきます。と思います。

今まで最高裁の国民審査の投票の読み取り、この部分が老朽化してございまして、かなり時間がかかってございました。場合によっては日にちをまたぐこともございまして、その部分の機械の更新というふうに考えていただければというふうに思います。さらに、自書式の読み取り機、これパソコンを使いまして、書いたものを読み取れるようなソフトを入れながら、時間短縮に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第134号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第134号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第134号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第135号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第135号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

厳しい財政状況を鑑み、現在職員の給与につきましては11%減額し、さらに市外通勤者には平成19年4月より通勤手当を支給していないところでございますが、今般これを3%の減額とし、市外通勤者へも通勤手当を支給することとし、同時に医療職給料表2及び3につきましても見直すことといたしましたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第10条の3につきましては、通勤手当の額を規定してございますが、市外通勤者の通勤手当の支給をすることといたしますことからただし書きを削除するものでございます。

附則第11項につきましては、給料の減額について規定してございますが、給料の減額を3%とし、措置の期間を平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間とするため字句を改めるものでございます。

別表第2の医療職給料表2及び3につきましては、これまで5級制としておりましたが、課長相当職を6級とするため改正するものでございます。

改正附則といたしまして、この条例は、平成25年1月1日から施行し、第10条の3第2号ただし書きを削る改正規定につきましては、平成25年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第135号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第136号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第136号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律によりまして地方税法の一部が改正されておりますこと、また今般市民税の減免を認める者に地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、または特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を加えますことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第36条の2につきましては、市民税の申告の規定でございますが、地方税法の一部が改正され、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とされましたことから字句を削除するものでございます。

第51条につきましては、市民税の減免の規定でございますが、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、または特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を加えるため号を追加し、第6号を第7号に繰り下げるものでございます。

次に、附則でございますが、附則第1条につきましては、この条例は、平成25年4月1日から施行し、

36条の2第1項ただし書きの改正規定は、平成26年1月1日から施行するとしたものでございます。

附則第2条につきましては、個人の市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、法人の市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第136号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 議案第137号赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第137号赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

地域住民相互の連帯意識を高揚し、その自主的組織の活動を推進するとともに、地域の生活環境を整備し、住民自身の日常生活の創造性を養うことを目的といたしまして、本条例におきまして福栄地区集会所など13の施設を定めてございますが、このたび大町、東大町、赤間四区の3町内会で検討してきましたが、施設の管理運営の継続が困難であり、今後の町内会活動については近隣の公共施設を利用したいといたしまして、指定管理者でございまして大町コミュニティセンター管理運営委員会より大町コミュニティセンターが返還されましたことから、今般当該施設を廃止することとし、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照

表によりご説明を申し上げます。

別表第1は、各地域コミュニティセンターの位置を定めてございますが、大町コミュニティセンターの項を削除するものでございます。

別表第2は、各施設の利用料金設定基準を定めてございますが、同様に大町コミュニティセンターの項を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年1月1日から施行するとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第137号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 議案第138号赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第138号赤平市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法の一部が改正され、市道の構造の技術的基準等を条例で定めることとされましたことから、本条例の制定を行うものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は条例の趣旨を、第2条は使用する用語の定義につきまして規定したものでございます。また、第3条は道路の区分を、第4条は市道を新設し、ま

たは改築する場合における市道の構造の技術的基準を規定いたしまして、第5条は車線等を、第6条は車線の分離等を、第7条は副道を、第8条は路肩を、第9条は停車帯を、第10条は自転車道を、第11条は自転車歩行者道を、第12条は歩道を、第13条は歩行者の滞留の用に供する部分を、第14条は堆雪幅を、第15条は植樹帯をそれぞれ規定し、第16条は道路の設計速度を、第17条は車道の屈曲部を、第18条は曲線半径を、第19条は曲線部の片勾配を、第20条は曲線部の車線等の拡幅を、第21条は車道の屈曲部に設ける緩和区間を、第22条はドライバーが道路上で見通すことができる距離をいいます視距等を、第23条は車道の縦断勾配を、第24条は登坂車線を、第25条は車道の縦断勾配が変移する箇所<sup>ニ</sup>に設ける縦断曲線を、第26条は舗装を、第27条は車道、中央帯及び車道に接続する路肩に付する横断勾配を、第28条は横断勾配と片勾配、または横断勾配とを合成した合成勾配を、第29条は排水施設を、第30条は平面交差、または接続を、第31条は立体交差を、第32条は鉄道との平面交差を、第33条は第3種第5級の道路に設ける待避所を、第34条は交通安全施設を、第35条は凸部、狭窄部等を、第36条は自動車駐車場等を、第37条は雪崩、飛雪、または積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所等に設けます防雪施設その他の防護施設を、第38条はトンネルを、第39条は橋、高架の道路等を、第40条は附帯工事等の特例を、第41条は小区間改築の場合の特例を、第42条は自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路を、第43条は歩行者専用道路を、そして第44条は市道に設ける道路標識の寸法をそれぞれ規定したものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとして施行期日を定めたもので、附則第2項は経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第138号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 議案第139号 赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第139号赤平市移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されまして、これまで法律、または政省令で規定しておりました高齢者、障害者等が円滑に移動できる道路の構造基準を条例で定めることとされましたことから、本条例の制定を行うものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

条例は、総則、歩道等、立体横断施設、乗り合い自動車停留所、自動車駐車場、移動等円滑化のために必要なその他の施設の6章により構成してございますが、第1章の総則につきましては条例の趣旨を定めました第1条、用語の定義について規定してございます第2条の2条より構成してございます。

第2章の歩道等につきましては、第3条から第10条までの8条により構成してございますが、第3条につきましては歩道を、第4条は歩道の有効幅員を、第5条は歩道等の舗装等を、第6条は歩道等の勾配を、第7条は歩道等と車道等の分離を、第8条は歩道等の車道等に対する高さを、第9条は横断歩道に

接続する歩道等の部分を、第10条は車両乗り入れ部をそれぞれ規定してございます。

第3章の立体横断施設につきましては、第11条から第16条までの6条により構成してございますが、第11条は立体横断施設を、第12条は立体横断施設に設けるエレベーターを、第13条は立体横断施設に設ける傾斜路を、第14条は立体横断施設に設けるエスカレーターを、第15条は立体横断施設に設ける通路を、第16条は立体横断施設に設ける階段をそれぞれ規定してございます。

第4章の乗り合い自動車停留所につきましては、第17条と第18条の2条により構成しておりますが、第17条は乗り合い自動車停留所を設ける歩道等の部分の高さを、第18条は乗り合い自動車停留所のベンチ及び上屋をそれぞれ規定してございます。

第5章の自動車駐車場につきましては、第19条から第29条までの11条により構成されておりますが、第19条は障害者用駐車施設を、第20条は障害者用の停車施設を、第21条は自動車駐車場の歩行者の出入り口を、第22条は障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入り口から当該障害者用駐車施設に至る通路を、第23条は自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入り口がない階を有する自動車駐車場のエレベーターについて、第24条は構造上の理由によりやむを得ない場合において設けた傾斜路を、第25条は自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入り口がない階に通ずる階段を、第26条は屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設や通路に設ける屋根について、第27条は障害者用駐車施設を設ける階に設置する便所を、第28条は便房を設ける便所を、第29条は便所に係る読みかえをそれぞれ規定してございます。

第6章の移動等円滑化のために必要なその他の施設等につきましては、第30条から第34条までの5条により構成されておりますが、第30条は交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所に設置する案内標識につきまして、第31条は歩道等や立体横断施設の通路、乗り合い自動車停留所の乗降

場及び自動車駐車場の通路に敷設する視覚障害者誘導用ブロックにつきまして、第32条は休憩施設につきまして、第33条は照明施設につきまして、第34条は防雪施設につきましてそれぞれ規定してございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第139号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 議案第140号赤平市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第140号赤平市都市公園条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、これまで法律、または政省令で規定されておりましたが、条例で定めることとされましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条の2につきましては、住民1人当たりの公園の敷地面積の標準の規定といたしまして新たに条を追加するものでございます。

第1条の3につきましては、公園の配置及び規模

の基準の規定といたしまして新たに条を追加するものでございます。

第1条の4につきましては、公園施設の設置基準の規定といたしまして新たに条を追加するものでございます。

第1条の5につきましては、移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準の規定といたしまして新たに条を追加するものでございます。

第2条につきましては、公園の名称及び位置を規定してございますが、今般高齢者、障害者等の移動円滑化基準を定めました表を別表1として追加いたしますことから、表を繰り下げるため字句を改めるものでございます。

第10条につきましても第2条の改正同様、表の繰り下げのため字句を改めるものでございます。

別表第1につきましては、特定公園施設であります園路及び広場、休憩所、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、標識及び掲示板に係る設置の基準を定めたものとして新たに追加したものでございます。

別表第2及び別表第3につきましては、別表第1の追加によりそれぞれ繰り下げたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第140号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第141号赤平市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第141号赤平市市営住宅条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正され、これまで法律、または政省令で規定し、全国一律の基準が設けられておりましたが、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて基準を定めることとなりましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

目次につきましては、市営住宅等の整備基準を定めた章といたしまして第1章の2を追加するものでございます。

第1条は、条例の趣旨につきまして規定してございますが、市営住宅等の整備につきましても規定いたしますことから、字句を追加するものでございます。

第1章の2につきましては、第3条の2から第3条の17まで市営住宅等の整備基準を定めておりますことから、3条の次に章を追加するものでございます。

第3条の2につきましては、市営住宅等の整備基準をこの章で定めるとして規定し、第3条の3及び第3条の4につきましては、健全な地域社会の形成に資し、良好な居住環境が確保できるよう整備するとして追加するものでございます。

第3条の5につきましては、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮する規定といたしまして追加するものでございます。

第3条の6につきましては、市営住宅等の敷地の位置は利便を考慮して選定するとして追加するものでございます。

第3条の7につきましては、敷地には安全上必要な措置が講じられていなければならないとして、敷地の安全等についての規定といたしまして追加する

ものでございます。

第3条の8につきましては、住棟その他の建築物につきましては、日照、通風、採光等、居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならないとして規定し、追加するものでございます。

第3条の9につきましては、住宅には防火、避難及び防犯のための措置など住宅の基準を規定し、追加するものでございます。

第3条の10につきましては、市営住宅の1戸の床面積や台所、水洗便所、洗面設備などの設備を設けるなど住戸の基準を規定し、追加するものでございます。

第3条の11につきましては、住戸内の各部の規定として追加するものでございます。

第3条の12につきましては、市営住宅の通行の用に供する共用部分の規定といたしまして追加するものでございます。

第3条の13につきましては、自転車置き場、物置、ごみ置き場等の附帯施設の規定といたしまして追加するものでございます。

第3条の14につきましては、児童遊園の規定といたしまして追加するものでございます。

第3条の15につきましては、集会所の規定といたしまして追加するものであります。

第3条の16につきましては、広場及び緑地の規定といたしまして追加するものでございます。

第3条の17につきましては、敷地内の通路の規定といたしまして追加するものであります。

第6条につきましては、入居者資格につきまして定めてございますが、入居収入基準を21万4,000円から25万9,000円に引き上げるため字句を改めるものでございます。

第52条につきましては、市改良住宅の入居者資格等につきまして定めてございますが、入居収入基準を15万8,000円を超えないこととするため号を改めるものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとして施行期日を定めたも

ので、附則第2項は経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第141号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第142号赤平市防災会議条例及び赤平市災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第142号赤平市防災会議条例及び赤平市災害対策本部条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

このたび災害対策基本法の一部改正に伴いまして防災会議と災害対策本部の役割が見直されましたことから、赤平市防災会議条例及び赤平市災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条関係は、赤平市防災会議条例の一部改正でございますが、第2条につきましては防災会議の所掌事務を規定しておりますが、機動性が求められる災害応急対策は災害対策本部に一元化し、防災会議については平時における防災に関する諮問機関としての機能を強化するとして法が改正されたことから、第3号の改正や第4号の追加等を行うものでございます。

第3条につきましては、防災会議の会長及び委員につきまして規定してございますが、字句の削除を行うものでございます。

次に、第2条関係、赤平市災害対策本部条例の一部改正でございますが、第1条につきましては目的を規定してございますが、法の改正に伴い引用している条項が改正となりましたことから字句を改めるものでございます。

第4条につきましては、現地災害対策本部を置くことができるとして新たに条を加えるもので、このことに伴いまして雑則として規定してございました第4条は第5条に繰り下げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第142号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 議案第143号 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第143号中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中・北空知廃棄物処理広域連合は、中空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合、砂川地区保健衛生組合の14市町で構成され、ごみ焼却施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理しているところでございますが、平成25年4月より焼却施設が竣工、稼働開始となり、事務所の位置を施設内に変更いたしますことから、中・北空知廃棄物処理広域連合規約の一部を改正する必要があると、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもので

ございます。

規約の改正内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第6条につきましては、広域連合の事務所の位置を規定してございますが、事務所の位置を焼却施設のある歌志内市字東光30番地17に変更することから字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第143号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第143号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第143号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第15 報告第25号専決 処分報告についてを議題といたします。



本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 報告第25号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

別添の専決処分書でご説明申し上げます。

件数は1件でございますが、訴えの趣旨でございますが、相手方が市営住宅家賃等72万7,795円を滞納しておりましたことから、平成24年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたものの、その後相手方より毎月1万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがございましたことから訴えに移行したものでありまして、平成24年9月7日に専決処分したものでございます。なお、平成24年9月7日に口頭弁論に出頭し、本市より毎月6万円の分割納付を趣旨といたしました和解案を提案いたしましたが、相手方が口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったことから相手方が請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、本年9月14日に仮執行宣言つき支払い督促を認可する、訴訟費用は相手方の負担とするとして判決を言い渡されたところでございます。

以上、報告第25号につきましてご説明申し上げます。ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第25号については、報告済みといたします。

---

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす12日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす12日、1日休会することに決しました。

---

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時22分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)